Ｚ会専用タブレットレンタルサービス　利用規約

第1条（目的、本サービスの概要および適用）

1　本規約は、株式会社Ｚ会（以下、「当社」といいます）が通信教育サービス（以下、「受講サービス」といいます）を受講する方向けに提供する「Ｚ会専用タブレットレンタルサービス」（以下、「本サービス」といいます）の利用条件を定めるものです。
2　本サービスは、契約者が受講サービスの対象講座を受講する期間中、当社が所有するＺ会専用タブレットおよびその付属品（以下、Ｚ会専用タブレットを「レンタル端末本体」、Ｚ会専用タブレットとその付属品一式を併せて「レンタル端末等」といいます）を月額利用料にて貸与し、本規約第9条に定める条件を満たした場合にレンタル端末等の所有権を契約者に無償譲渡するサービスです。
3　契約者は、自ら本規約を遵守するとともに、実際にレンタル端末等を使用する利用者に対しても本規約を遵守させる管理責任を負うものとします。
4　なお、本規約に定めのない事項については、受講終了後も『Ｚ会の通信教育 共通利用規約』が適用されます。

第2条（契約の成立、レンタル期間、自動継続）

1　レンタル端末等の貸与契約は、契約者が当社所定の方法により申し込み、当社がこれを承諾し、申込内容が当社のシステム上に登録された時点で成立するものとします。
2　レンタル期間の始期は、受講サービスの受講開始月の初日（1日）とし、終期は受講開始月より24カ月目の末日とします。受講開始月前にレンタル端末等が到着した場合でも始期は繰り上がらず、受講開始月まで端末を先行して無償利用できるものとします。
3　レンタル期間（24カ月）が満了した場合、本サービスの故障対応は24カ月目の満了をもって終了し、25カ月目の初日より自動的に『Ｚ会専用タブレット販売・補償サービス利用規約』に基づく「Ｚ会専用タブレット補償サービス」へ移行（自動継続）するものとします。
4　受講サービスが自動継続対象の講座で、本サービスの利用期間が24カ月に満たない場合、受講サービスの自動継続とともに本サービスも自動継続され、その経過月数および残り期間はそのまま引き継がれるものとします。
5　契約者は、当社所定の方法にて手続きを行うことにより、いつでも本サービスを解約することができます。

第3条（端末の引渡しおよび検収、端末の管理責任、不具合等の通知）

1　契約者は、当社がレンタル端末等の出荷前準備（キッティング作業等）の一部を当社指定の外部事業者に委託することに同意するものとします。
2　契約者は、レンタル端末等の引渡しを受けた後、直ちにレンタル端末等の不具合、動作不良の有無を確認するものとします。引渡しを受けた日から14日以内に当社へ不具合等の連絡がない場合、正常な状態でレンタル端末等の引渡しが完了したものとみなします。
3　契約者は、レンタル端末等が当社の所有物であることを認識し、通常の使用方法に従い、正常な状態を維持するよう、自己の所有物と同等以上の注意をもって適切に管理・使用するものとし、利用者に対しても同様の管理を行わせる責任を負うものとします。
4　故意または過失によりレンタル端末等を汚損、破損、紛失（第三者による盗難を含みます）した場合、直ちに当社所定の方法で当社へ通知し、当社の指示に従うものとします。

第4条（利用における禁止事項）

利用者および契約者は、レンタル端末等の利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。
(1) レンタル端末等の第三者への貸与、譲渡、転売、質入れ、またはオークション・フリマアプリ等への出品
(2) レンタル端末等の分解、物理的な改造、または当社の承諾のない修理
(3) レンタル端末本体または端末内のOS、アプリおよび学習コンテンツ等（以下、「本ソフトウェア等」といいます）の初期化、セキュリティ機能や認証設定の不正な解除・回避
(4) 本ソフトウェア等の改変、複製、リバースエンジニアリング、解析または抽出
(5) 第2号から前号までに定める行為により得られた情報や、プログラムの第三者への開示または提供
(6) その他、前各号に準ずる行為のほか、当社が不適切と判断する目的または方法によるレンタル端末等の利用
上記の行為が行われた場合、当社は学習サービスの動作保証、サポートおよび補償等の提供義務を免れるもの

とし、これらに起因する損害について一切の責任を負いません。また、これにより当社または第三者に損害が生じた場合、当該利用者および契約者は連帯して、当社または当該第三者に対し、その一切の損害を賠償する責任を負うことがあります。

第5条（故障対応）

1　本サービスの提供にあたり、レンタル期間中のレンタル端末等の故障または破損に対し、本規約の定めに従い、無償または有償にて交換等の対応を行います（以下、「故障対応」といいます）。交換後、故障したレンタル端末等は当社へ速やかに返却するものとします。
【無償交換対象】レンタル端末本体における自然故障
【無償交換対象外】
(1) ご利用時または輸送・移動中の落下や衝撃などによる故障や損傷、盗難・紛失、その他故意又は過失により生じた故障
(2) 不当な修理や改造で生じた故障
(3) 地震、落雷、台風などの自然災害、火災、または不可抗力による故障
(4) 液晶画面の破損、端子部分への異物混入、水濡れ、異常電圧等の外部要因による故障
(5) 経年劣化・サビ
(6) 二次損害
(7) バッテリーの消耗
(8) 付属品（専用ペン、充電ケーブル）の故障
(9) 前各号に類する場合で当社の合理的な判断に基づき有償と認められる場合
2　前項の無償交換対象外で、レンタル端末本体が故障等で使用できない状態となった場合は、別途当社が定める価格（有償）にて交換します。交換後、使用できないレンタル端末本体は当社へ返却するものとします。紛失等で返却できない状態となった場合、契約者は本規約第8条に定める「端末未返却精算金」を支払うものとします。
3　専用ペンの故障または紛失の場合、当社より新品を購入するものとします。故障の場合は故障したペンを当社へ返却するものとします。購入した新品の所有権は利用者に帰属し、レンタル終了後に返却する必要はありません。
4　充電ケーブルの故障または紛失の場合、当社での個別の販売は行っていないため、契約者の負担にて代替品を用意するものとします。故障の場合は故障したケーブルを当社へ返却するものとします。

第6条（端末の返却条件および期限）

1　契約者が24カ月目までに受講サービスもしくは本サービスを解約・終了した場合、25カ月目の受講サービスを受講しない場合、または24カ月目までの利用料等（未払い分を含む）の支払いを完了していない場合は、当社に対して速やかにレンタル端末等を返却しなければならないものとします。
2　当社は、レンタルサービス終了月の翌月月初に返送キットを送付します。返却期限は、別途定める場合を除き、レンタルサービス終了月の翌月末日とします。
3　返却にかかる送料は、別途定める場合を除き、契約者の負担とします。

第7条（返却時のデータ消去）

1　契約者は、レンタル端末等を返却する際、個人情報等の各種データおよび端末に登録されたアカウント（Googleアカウント等）の消去・連携解除を行った上で返却するものとします。
2　返却されたレンタル端末本体に残存する一切のデータ（個人情報、学習履歴等）について、当社は返却受領後に完全に消去・初期化します。当社はこれらのデータの保管、復元、返還等の請求には一切応じないものとします。

第8条（返却検品および端末返却時精算金・端末未返却精算金）

1　当社は、返却されたレンタル端末等の到着後、検品および状態確認に必要な期間内に、外観、動作、ロック解除状態等の検品を行います。
2　検品の結果、通常の使用に伴う自然摩耗・経年劣化を超えた著しい破損・汚損、水没、またはアカウント未消去等により、別途当社が定める基準において再利用（リユース）が不可能（修理不能または著しい価値低下）と合理的に判定された場合、契約者は「端末返却時精算金」を当社に支払うものとします。
3　第6条に定める返却期限までにレンタル端末等の返却がない場合、または紛失等で返却できない状態となった場合、契約者は「端末未返却精算金」を当社に支払うものとします。

第9条（端末所有権の移転）

1　レンタル期間中、レンタル端末等の所有権は、常に当社に帰属するものとします。
2　契約者がレンタルサービスを24カ月間継続し、かつ24カ月目までの受講料金をすべて支払い、25カ月目の受講サービスを受講する場合、25カ月目の初日をもって、レンタル端末等は契約者へ自動的に無償譲渡されます（所有権が当社から契約者へ移転します）。
3　25カ月目の初日時点において、当社にて24カ月目までの受講料金が支払い済みであることを確認できない場合、前項にかかわらず、レンタル端末等の所有権移転は保留されるものとします。契約者が未払い分の受講料金をすべて支払ったことが当社にて確認できた時点で、所有権は契約者へ移転するものとします。
4 前項の規定により所有権の移転が保留されている場合であっても、レンタル期間満了の翌日（25カ月目の初日）より『Ｚ会専用タブレット販売・補償サービス利用規約』に基づく「Ｚ会専用タブレット補償サービス」へ自動的に移行し（自動継続）、同サービスの利用料が発生するものとします。
5　契約者が、第8条第3項に定める「端末未返却精算金」を支払う場合、当該精算金にかかる決済が完了した旨の通知（クレジットカード決済、口座引落、その他決済手段による決済成立の通知を含む）を当社が受信した日をもって、当該レンタル端末等の所有権は契約者へ自動的に移転するものとします。
なお、当社における指定口座への実際の着金や入金確認に一定の期間を要する場合であっても、決済完了の通知を受信した日をもって所有権移転の効力が発生したものとみなします。
6　前各項の規定に基づきレンタル端末等の所有権が契約者に移転した後は、当社は当該レンタル端末等に対する貸与品としての故障対応、修理、保守および返品受入等の責任を一切負わないものとします。

第10条（発効日）

本規約は、2026年11月30日より効力を発するものとします。

制定日　2026年11月30日